

快適な環境づくり

みやぎ 公衛検カプセル

No. 70

平成24年3月



藤の花

CONTENTS

- | | |
|------------------------|----|
| ■ 「宮城県震災復興計画」の概要について | 2 |
| ■ 東日本大震災による水道施設の被害について | 8 |
| ■ 平成23年度技術講習会が終了しました | 12 |

「宮城県震災復興計画」の概要について

宮城県震災復興・企画部

平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって、宮城県内では、2月29日時点で9512人が犠牲となり、また1754人が依然行方不明となっていますとともに、産業、社会資本及び県民の方々の財産にも多大な被害が生じました。

宮城県では、平成23年10月19日に宮城県震災復興計画を策定し、今後10年間に亘る復旧・復興に関する基本的な方向とその実現に必要な政策・施策を取りまとめました。この復興計画を基に、被災市町村の復興の施策と連携し、宮城県の復旧・復興に全力を挙げて取り組んで行くものです。

以下にその概要を紹介し、復興に関係する各分野での総力を挙げた復興にお役立ていただきたいと考えます。

1 策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、甚大な被害を被った本県の今後10年間ににおける復興の道筋を示すため、「宮城県震災復興計画」を策定することとしました。復興を成し遂げるには、従来とは異なる新たな制度設計や手法を取り入れることが不可欠であるため、宮城県震災復興計画は「提案型」の計画としています。

2 基本理念

- 1 災害に強く安心して暮らせるまちづくり
- 2 県民一人ひとりが復興の主体・総力を結集した復興
- 3 「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」
- 4 現代社会の課題を解決する先進的な地域づくり
- 5 壊滅的な被害からの復興モデルの構築

3 基本的な考え方

(1) 計画期間

復興を達成するまでの期間をおおむね10年間とし、平成32年度を復興の目標に定め、その計画期間を「復旧期」、「再生期」、「発展期」の3期に区分します。特に、復旧期の段階から、再生期・発展期に実を結ぶための復興の「種」をまき、ふるさと宮城の復興に結びつけます。

(2) 復興の主体

県民一人ひとりが復興の主体であり、多様な活動主体が、「糸」という人と人との結びつきを核に、復興に向けて取り組むことが必要です。

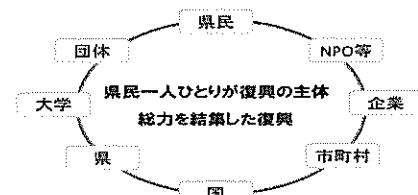
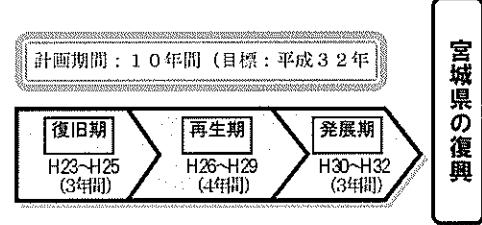
行政は、民間をはじめ様々な主体による復興に向けた活動を全力でサポートする体制を構築します。

(3) 対象地域

県内全域を計画の対象とし、特に、沿岸被災市町は重点的に取り組むエリアとします。

(4) 進行管理

P D C Aサイクルのマネジメント手法により、事業の達成状況等について評価を行い、その結果を具体的な復興の取組に反映します。また、社会情勢の変化などに対応できるよう、必要に応じ計画について見直しを行っていきます。



4 緊急重点事項

被災者の生活支援と被災地復興に最優先に取り組むため、全県的に緊急対応が必要な以下の11項目を緊急重点事項に掲げています。

(1) 被災者の生活支援

応急仮設住宅整備、公的住宅供給、住宅再建支援、被災者的心のケアや保健衛生の向上等

(2) 公共土木施設とライフラインの早期復旧

道路・港湾・空港・鉄道・上下水道・電気・ガス・通信の復旧、海岸・河川施設等の応急復旧や浸水対策

(3) 被災市町村の行政機能の回復

公共施設の整備・人員確保、公文書の復元、業務基盤の復旧、まちづくりの支援

(4) 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の一次仮置き場への撤去、二次仮置き場への移動、処理

(5) 教育環境の確保

学校等施設の復旧、人的体制の強化、被災児童生徒の就学支援・心のケア、通学手段の確保

(6) 保健・医療・福祉の確保

被災者の健康の確保、医療・医薬品の提供体制の整備、親を失った子どもや高齢者等の支援

(7) 雇用・生活資金の確保

被災企業に対する雇用維持の支援、被災者の雇用・生活資金の確保

(8) 農林水産業の初期復興

がれき撤去・除塩等による農林水産業生産基盤の回復、事業再開・再建に向けた支援、安定した供給体制の構築

(9) 商工業の復興

仮設店舗・工場等での事業再開支援、店舗・工場等の復旧・整備支援、総合的な金融・経営支援

(10) 安全・安心な地域社会の再構築

消防防災機能の回復、防災施設等の復旧、防災体制の見直し、警察施設の回復・機能強化、安全・安心な地域社会の再構築

(11) 原子力災害等への対応

学校等も含めた全市町村での放射能測定、農林水産物の放射能検査体制の整備や風評被害払拭の取組、全庁的な原子力災害対応体制の再構築、損害の全額補償や抜本的な放射性物質の低減対策の確立などの実現に向けた国への要望、県内全域における放射能等監視体制の整備

5 復興のポイント

復旧にとどまらない抜本的な「再構築」を行い、先進的な地域づくりを行っていく必要があるため、以下の10項目を復興のポイントとし、その実現に向けて国へ提案・要望するとともに、県民や市町村と一体となった取組を推進していきます。

(1) 災害に強いまちづくり宮城モデルの構築

高台移転、職住分離、多重防御による大津波対策など、沿岸防災の観点から被災教訓を活かした災害に強いまちづくりを推進します。

(2) 水産県みやぎの復興

本県水産業の復興と発展に向けて、法制度や経営形態、漁港のあり方等を見直し、新しい水産業の創造と水産都市の再構築を推進します。

(3)先進的な農林業の構築

土地の利用調整を行いながら農地の面的な集約や経営の大規模化、作目転換等を通じて農業産出額の向上を図るとともに、6次産業化などのアグリビジネスを積極的に進めるなど、競争力のある農業の再生、復興を推進します。あわせて、木材産業の早期再建を進め、活力ある林業の再生を図ります。

(4)ものづくり産業の早期復興による「富県宮城の実現」

ものづくり産業の早期復興に向けた支援や自動車関連産業等の更なる誘致を進めるとともに、次代を担う新たな産業の集積・振興等を図り、地域特性を活かしたものづくり産業のグランドデザインを再構築し、第一次産業から第三次産業までバランスのとれた産業構造を創造します。

(5)多様な魅力を持つみやぎの観光の再生

観光情報の発信や、交通インフラの復旧・充実を図るとともに、DC（デスティネーションキャンペーン）等の観光キャンペーンの実施、インバウンド（外国人旅行客の誘致）への対応強化、新たな観光ルートの構築、震災の経験を生かした観光振興の取組等を推進し、多様な魅力を有するみやぎの観光を再生します。

(6)地域を包括する保健・医療・福祉の再構築

医療・福祉施設の早期復旧とともに、被災市町におけるまちづくりと一体的に保健・医療・福祉提供体制の再構築を県全体で推進します。あわせて、被災施設の立地、広域的医療体制の重要性、地域コミュニティにおける連携の重要性等の教訓を十分踏まえ、子どもから高齢者までだれもが安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

(7)再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成

被災地の復興に当たっては、新たな都市基盤にクリーンエネルギーの活用を組み込んだまちづくりを積極的に推進します。

(8)災害に強い県土・国土づくりの推進

耐災性の高い多重型交通ネットワークの構築や、迅速かつ確実性の高い災害情報収集・伝達体制の整備等の推進と併せて、中核的な広域防災拠点の設置や国の危機管理代替機能の整備について提言していきます。

(9)未来を担う人材の育成

被災地の教育環境の整備と子どもたちの心のケアや防災教育の充実を図ります。また、子どもたちに他者や社会との関わりを再認識させた今回の震災の経験を生かしながら、本県独自の「志教育」に一層取り組み、我が国や郷土の発展を支える人づくりを推進します。

(10)復興を支える財源・制度・連携体制の構築

今回の震災を踏まえた新たな財源確保策や、東日本復興特区の創設について国に提言していきます。あわせて、今回の震災は被災地域が複数県にまたがる未曾有の広域災害であることから、被災県・被災市町村の枠を超えた連携を推進します。

⑥ 分野別の復興の方向性

県政全般について、分野ごとの復興の基本的な方向性を掲げ、復旧期・再生期・発展期の各段階を踏まえて効果的な施策の展開を図ります。

復興に当たっては、地域の実状にあった福祉政策、都市政策、交通政策など各分野の施策を統合し、横断的な施策展開を図るとともに、ものづくり産業や観光の分野などで内陸部と沿岸部の連携を深め、全県的な復興に取り組みます。

最終的には、本県の長期総合計画である「宮城の将来ビジョン」に掲げた「富県宮城の実現」、「安心と活力に満ちた地域社会づくり」、「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」の政策推進の基本方向に基づき、県民が県勢の発展を実感できる地域社会を実現していきます。

<分野別の復興の方向性:施策体系>

<p>(1) 環境・生活・衛生・廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被災者の生活環境の確保 <ul style="list-style-type: none"> 1 被災者の生活支援 2 被災者の住宅確保 3 安全な住環境の確保 4 地域コミュニティの再構築 ② 廃棄物の適正処理 <ul style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物の適正処理 ③ 持続可能な社会と環境保全の実現 <ul style="list-style-type: none"> 1 再生可能エネルギーの導入促進 2 自然環境・生活環境の保全 	<p>(2) 保健・医療・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 安心できる地域医療の確保 <ul style="list-style-type: none"> 1 被災者の健康支援 2 ハード・ソフト両面の医療提供体制の整備 3 保健・医療・福祉連携の推進 ② 未来を担う子どもたちへの支援 <ul style="list-style-type: none"> 1 被災した子どもと親への支援 2 児童福祉施設等の整備 3 地域全体での子ども・子育て支援 ③ だれもが住みよい地域社会の構築 <ul style="list-style-type: none"> 1 県民の心のケア 2 社会福祉施設等の整備 3 支え合い地域社会の構築
<p>(3) 経済・商工・観光・雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ものづくり産業の復興 <ul style="list-style-type: none"> 1 早期の事業再開に向けた工場・設備等の復旧・整備支援 2 経営安定等に向けた融資制度の充実 3 生産活動の再開・向上に向けた支援 4 販路開拓・取引拡大等に向けた支援 5 更なる企業誘致の展開と新たな産業集積の促進 ③ 雇用の維持・確保 <ul style="list-style-type: none"> 1 緊急的な雇用の維持・確保と生活支援 2 被災者等や新規学卒者の就職支援 3 新たな雇用の場の創出 4 復興に向けた産業人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ② 商業・観光の再生 <ul style="list-style-type: none"> ○ 商業 <ul style="list-style-type: none"> 1 早期の事業再開に向けた商店・商店街の復旧・整備支援 2 経営安定等に向けた融資制度の充実 3 商工会、商工会議所等の回復・強化支援 4 先進的な商業の確立に向けた支援 5 I T企業等の支援・活用 ○ 観光 <ul style="list-style-type: none"> 6 国内外からの観光客の誘致 7 観光資源・観光ルートの整備、域内流動の促進 8 「観光王国みやぎ」実現のための態勢整備
<p>(4) 農業・林業・水産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 魅力ある農業・農村の再興 <ul style="list-style-type: none"> 1 生産基盤の早期復旧 2 早期営農再開に向けた支援 3 農業・農村復興プランの策定及び生産体制の整備に係る支援 4 収益性の高い農業経営の実現 5 活力ある農業・農村の復興 ② 活力ある林業の再生 <ul style="list-style-type: none"> 1 復興に向けた木材供給の確保・産業の維持 2 被災住宅・拠点施設復旧に向けた支援 3 海岸防災林等の早期復旧及び木質バイオマスの有効活用促進 ③ 新たな水産業の創造 <ul style="list-style-type: none"> 1 水産業の早期再開に向けた取組 2 漁業経営基盤・生産基盤の再建支援 3 水産業集積拠点の再構築及び沿岸漁業拠点の集約再編 4 新たな経営方式の導入による経営体质強化、後継者確保、漁業の総合産業化等 ④ 一次産業を牽引する食産業の振興 <ul style="list-style-type: none"> 1 食品製造関連施設の早期復旧及び事業再開支援 2 情報発信の強化による販路の拡大 3 食材王国みやぎの再構築 	

(5)公共土木施設

- ① 道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進
 - 道路
 - 1 高規格幹線道路等の整備
 - 2 国道、県道の整備及び市町村道整備の支援
 - 3 橋梁等の耐震化・長寿命化対策
 - 港湾、空港
 - 4 仙台塙釜港、石巻港及び地方港湾の整備
 - 5 仙台空港の復興
- ② 海岸、河川などの国土保全
 - 1 海岸の整備
 - 2 河川の整備
 - 3 土砂災害対策の推進
- ③ 上下水道などのライフラインの復旧
 - 1 下水道の整備
 - 2 上水道、工業用水道の整備
- ④ 沿岸市町をはじめとするまちの再構築
 - 1 まちづくりと多様な施策との連携

(6)教育

- ① 安全・安心な学校教育の確保
 - 1 学校施設の復旧・再建
 - 2 被災児童生徒等の就学支援
 - 3 児童生徒等の心のケア
 - 4 防災教育の充実
 - 5 「志教育」の推進
- ② 家庭・地域の教育力の再構築
 - 1 地域全体で子どもを育てる体制の整備
 - 2 地域と連携した学校安全の確保
- ③ 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実
 - 1 社会教育・社会体育施設の復旧と生涯学習活動の推進
 - 2 被災文化財の修理・修復と地域文化の振興

(7)防災・安全・安心

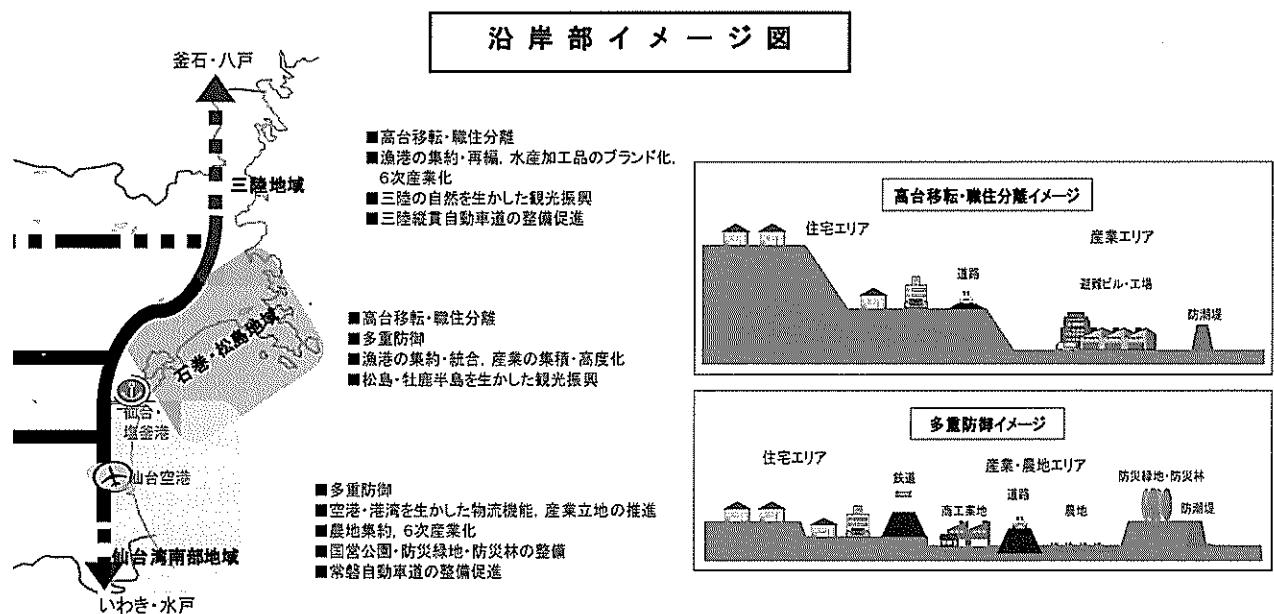
- ① 防災機能の再構築
 - 1 被災市町村における行政機能の回復
 - 2 防災体制の再整備等
 - 3 原子力防災体制等の再構築
 - 4 災害時の医療体制の確保
 - 5 教育施設における地域防災拠点機能の強化
- ② 大津波等への備え
 - 1 津波避難施設の整備等
 - 2 震災記録の作成と防災意識の醸成
- ③ 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化
 - 1 地域防災リーダーの養成等
 - 2 木造住宅等の震災対策
- ④ 安全・安心な地域社会の構築
 - 1 警察施設等の早期機能回復及び機能強化
 - 2 交通安全施設等の早期機能回復及び機能強化
 - 3 防犯・防災に配慮した安全・安心な地域社会の構築

7 沿岸被災市町・県全体の復興のイメージ

(1)沿岸被災市町の復興のイメージ

広域的な観点から、沿岸被災地域をおおむね「三陸地域」、「石巻・松島地域」、「仙台湾南部地域」に3区分し、基本的な復興のイメージを示します。

県では、県と市町の復興計画の整合性を図りながら、市町の取組を継続して支援していきます。



(2) 県全体の復興のイメージ

これから県民生活のあり方を見据えて、県全体の産業のあり方や公共施設等の整備・配置などを抜本的に「再構築」します。また、「宮城の将来ビジョン」に掲げた県全体の将来の姿の実現を目指しつつ、内外の期待に応えられる復興モデルを構築します。

(3) 県と市町村・市町村相互の連携

今回の震災により、改めて県内市町村の相互連携の必要性・重要性が認識されたことから、被災の少ない市町村との相互連携がこれまで以上に強固なものとなるよう、市町村の取組を支援していきます。

県は、各地域の被災状況や土地利用の状況、産業構造など地域特性を踏まえ、被災市町村の復興に向けた考えを十分に尊重して市町村の復興に向けた取組を支援していきます。

⑧ 県の行財政運営の基本方針

(1) 徹底した復興事業へのシフト・重点化

県民に必要不可欠なサービスの安定供給と事業の着実な実施に配慮しながら、事務事業全体について大胆な見直しを行うことにより、可能な限り財源と人材を復興事業へ集中させ、重点的に取り組んでいきます。

(2) 財源確保対策

復興のためには、災害復興交付金や地方交付税などの国による財源措置が必要不可欠であることから、国に対し強く働きかけ、復興のための財源を確保します。また、県の独自課税の税収については、課税目的に則して利活用を進めていくとともに、制度趣旨を損なわない範囲で復興のための経費にも充当し、活用していきます。

(3) 事業展開の考え方

本計画に掲げている事業の実施に当たっては、柔軟な制度創設・変更や財源の確保など、国や民間による強力な支援が大前提となります。

復興に向けた10年の間、その時々で必要な制度や財源措置の変化を踏まえながら、継続的に国に支援を求めていくとともに、民間の知恵・力の積極的な活用を図ります。これらの支援を土台として宮城の再構築に必要な個別事業を実行に移していきます。

更に詳しくは、<http://www.pref.miyagi.jp/seisaku/sinsaihukou/keikaku/keikaku.pdf>をご覧ください。

東日本大震災による水道施設の被害について

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課
梶原光弘

1 はじめに

県内の水道施設は、東日本大震災により全域で被害を受け、断水は35全市町村に、断水戸数は昨年3月11日の本震及び4月7日の余震を合わせると約62万戸に及んだ（県内の給水世帯約7割に相当）。

特に、津波被害を受けた沿岸部の地区では、市町内の主要な浄水場が津波の被害を受けたり、市街地まで津波が及んだりした。これらの地域では、埋設された配水管等の地上に堆積されたガレキの撤去を進めながら、漏水箇所の修繕、あるいは仮設配水管を設け、給水区域を徐々に

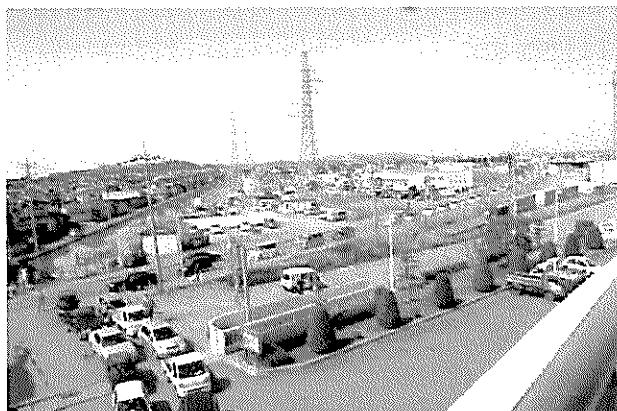
広げていった。この結果、9月末までには水道水を必要とする県内ほとんどすべての地域が復旧（約59万9千戸）した。しかし、津波により流出するなどした一部地域（約2万1千戸）については、事業活動の再開などに伴う、若干の復旧に留まり、大方は当面復旧が困難な地域として現在も通水されていない。

2 水道施設の被害

水道施設については、東日本大震災による地震の揺れ、あるいは津波による損傷、破壊などの直接的な被害を受けたことから、断水・減水等は県内の広範囲に及んだ。

また、水道水は、河川水・ダム水、地下水等を取水し、浄水処理を行った後、水管（送水管、配水管、給水管）を経て、各家庭内に供給されるが、これらの過程においては、浄水処理設備、ポンプ・弁設備、計測・監視制御設備、テレメータによる遠方監視制御装置及びこれらに必要となる受変電設備・配電設備など、水作り及び送・配水には多くの電力を必要とするため、停電による広範囲な断水等が発生した。

地震による水道施設の被害では、埋設された管路からの漏水が多数発生したほか、浄水場においては、構造物等の損壊や、浄水施設に被害が生じた。また、配水池においても、連絡道路の傾きがあったほか、配水池内部の壁にクラックが発生するなどの被害があった。県企業局の仙南・仙塩広域水道事業及び大崎広域水道事業の2つの水道用水供給事業においても、市町村への



浄水場に水を求める長い車列（石巻市国道45号線）



水を求める人々の列（石巻市蛇田浄水場）

送水管が数か所にわたって破断、漏水等した。このため、特に送水末端である七ヶ浜町では4月1日によくやく送水が再開された（4月7日の最大余震により、再び送水が停止し、4月16日に再復旧が完了している）。

一方、津波による被害としては、南三陸町、気仙沼市本吉地区、石巻牡鹿半島地区などで、浄水場の大規模損壊による浄水装置の損壊、操作盤、受電盤等の水没による設備故障、水源井戸の冠水による塩水化などの壊滅的な被害を受けた。また、県北部のみならず、名取市から山元町にかけての沿岸地域においても、橋梁に添架され

た水道管の破損や流出、地下埋設管が地上に露出するなど、大きな被害を受けた。

さらに、本県には気仙沼市、石巻市、女川町及び塙籠市に合わせて9つの有人の離島があるが、気仙沼市大島、女川町江島及び塙籠市浦戸の3島では、海底に布設された送・配水管が津波で破断したことから、仮設管の布設が完了する4月下旬から5月初旬まで給水に支障が生じた。

東日本大震災による水道施設の被害は、昨年9月末現在で約1万1千件あり、被害額（暫定額）は約300億円にのぼっている。



送水管の破断（仙南・仙塩広域水道）



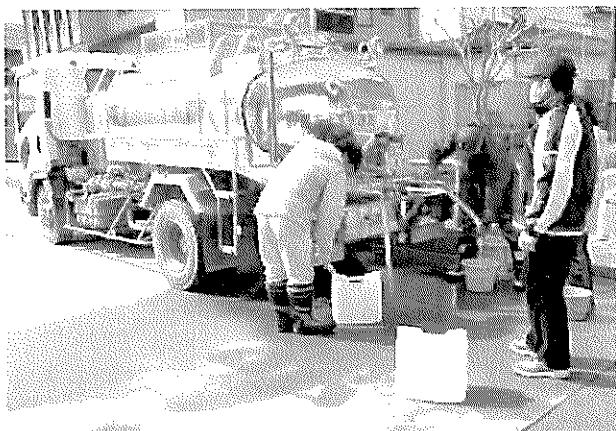
津波で破断し川に落ちた水管橋（亘理町）



水質検査機器の落下による損壊（仙台市水質検査センター）



津波で壊滅的被害を受けた浄水場（南三陸町戸倉）



他県の給水車による給水支援

3 応急給水及び水道施設の復旧状況

(1)応急給水の状況

震災直後から、停電や漏水箇所が多数生じたことなどから、県内の22水道事業体において、給水車等による応急給水が必要となった。水道施設の応急復旧、給水車等による給水支援体制については、社団法人日本水道協会を通じて、他都道府県の水道事業体からの給水車及び技術者等の応援派遣を受けた。また、自衛隊による給水支援も各地で行われた。県内では、最も多い日(3月26日)で、129台の給水車による応急給水を受けたが、その後、断水区域の縮小に伴い、徐々に他都道府県の給水車の数も減少した。4月に入ると、応急復旧が終了した登米市、仙台市など県内の水道事業体からも南三陸町などに対する給水支援が開始され、8月上旬まで応急給水支援が続けられた。

(2)水道施設の復旧状況

被災した水道事業体においては、管工業協同組合等の復旧作業の応援を受けたほか、一部の水道事業体では全国の水道事業体で構成する社団法人日本水道協会を通じて、他都市から人員の応援を受けるなどして、漏水調査、漏水修繕を進めた。仙台市では、大都市間での相互応援の覚書を交わしており、これにより東京都や

札幌市の応援派遣を受けるなどして複数の作業班を設け、配水幹線を優先して復旧工事が実施された。この結果、同市では津波被災地区及び地滑りのあった地区を除き、3月29日までに概ね復旧した。

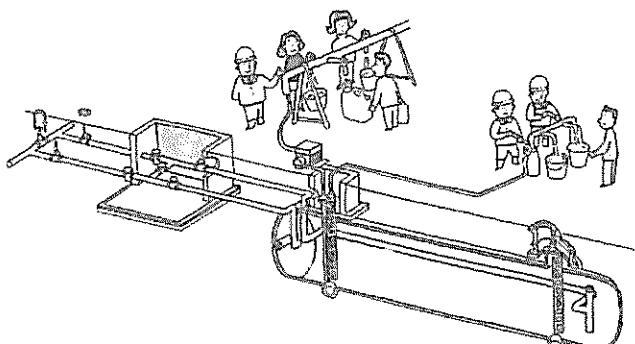


断水した避難所に配備された応急貯水タンク

4 今後の課題

(1)水道施設の耐震化

水道施設の耐震化の重要性については、広く認識されているところであるが、今回の大地震に対しても、耐震管と呼ばれる地震に強い継ぎ手構造を有する水管は優れた耐震性能を発揮し、被害は極めて少なかった。また、基幹管路のループ化や二重化などのバックアップ機能があったところでは、断水発生による重大な影響を回避するなどの効果を発揮した。非常用飲料水貯水槽は、避難所となる小中学校のグラウ



非常用飲料水貯水槽(小中学校などの地下に設置)

ンド下に設置が進んでおり、停電時にも飲料水を確保できることから有効となった。

地震に強い水道づくりを目指す方策としては、個々の施設の耐震化を高めるだけでなく、水源から給水装置に至るまでの一連の水道システム全体としての機能を維持するための耐震化が求められる。本県のみならず、昭和40年代の高度成長期に布設された水道管の多くが今後更新期を迎えることから、更新の際に充分な耐震性能を有する物に整備することが重要である。

(2) 停電及び通信対策

東日本大震災においては、停電が広範囲に、かつ長時間に及んだことから、主要な浄水場の多くが自家発電設備の運転に必要となる燃料の確保に困難を極めた。また、自家用発電設備を有しない浄水場では、停電が解消されるまで浄水できない状態が長期に及んだ。停電の影響により水道施設の運転状況の監視・制御にも支障をきたしたことから、長時間の停電に備えた燃料の確保が求められる。

一方、今回の初動体制における最大の障害は通信手段であった。一般加入電話や通常の携帯電話による通信はほとんど使用できず、衛星携帯電話のみが有効に活用することが可能であったことを踏まえ、水道関係機関が相互に必要な通信を行うための安定的な手段の確保が急務である。

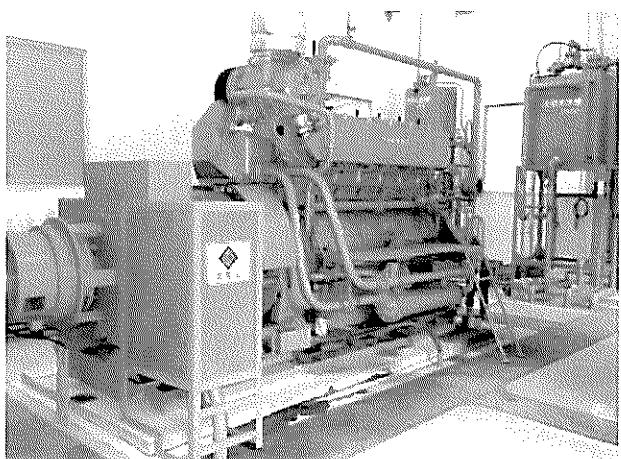
(3) 水道施設の復興対策

津波被害を受けた沿岸域の市町においては、市町の復興計画に基づき、今後、住宅地の高台への防災集団移転や、住職分離などが想定されている。そうすると、水道事業にとって、住宅地の高台移転に伴う既存の水道施設の能力拡

充や、新たに高台地域に給水するためのポンプ設備、配水池、水道管等の設備を新設することが必要となる。また、住職分離では、これまで海岸付近にあった事業所等が再開されることに伴い、水道施設についても復旧する必要があるが、浸水域の嵩上げや盛土工事がなされれば、水道管についても嵩上げ分を再布設せざるを得ないなど、多くの設備投資が必要となる。

被災地では、人口の流出や産業の空洞化が懸念され、また、少子高齢化に伴う人口減少が進むことも予想されており、水道水の需要が減少し続ける中で、新たな設備投資は大きな財政負担にならないとも限らないことから、水道事業にとっても、将来の水道事業経営を見据えた水道施設のあり方を検討することが喫緊の課題となっている。

さらに、既存の災害対応マニュアルが今回正しく機能したのか、見直すべき事項はないかなど、より実効性を高めて災害への対応に万全を期するとともに、今回の震災を忘れずに水道に携わる職員一人ひとりが日ごろから防災意識を高め維持していくことが最も重要と考えている。



浄水場の自家用発電機(気仙沼市新月浄水場)

平成23年度技術講習会が終了しました

平成23年11月11日にホテル白萩において開催いたしました『平成23年度技術講習会 がんばろう宮城 復興支援セミナー』は、たくさんの方々のご出席をいただき、盛会のうちに終了することが出来ました。厚く御礼申し上げます。

今回は、その中の演題のひとつである「宮城県震災復興計画の概要」について、掲載いたしております。

公益事業の一環として毎年開催しておりますこの講習会は、無料にて聴講いただけます。今後も環境に関する話題を取り上げ、講習会の充実を図つて参りたいと思っております。どうぞお気軽にご聴講ください。



表紙写真提供：宮城県観光課

当センターの登録・業務概要

○計量証明事業所 (昭和51宮城県登録第19号濃度) (昭和58宮城県登録第48号騒音) (平成6宮城県登録第5号振動)	水質(公共用水域、工場等排水)・底質・土壤等の分析、大気・騒音振動の測定
○飲料水水質検査機関 (平成16厚生労働省登録第4号) (平成12宮城県告示第235号)	水道水・井戸水、その原水の水質調査
○土壤汚染状況調査機関 (平成15環境省指定環2003-1-814)	土壤汚染対策法による調査・分析
○温泉成分分析機関 (平成14宮城県指令第1号)	温泉水の分析、掲示板の作成
○産業廃棄物分析機関 (昭和54宮城県環境事業公社)	各種産業廃棄物の分析
○下水道水質検査機関 (仙台市下水道局ほか)	下水の水質調査
○環境アセスメント (平成8宮城県環境アセスメント協会員)	開発事業の環境影響評価調査
○作業環境測定機関 (平成13宮城労働局登録4-11号)	事業所内のあらゆる環境調査
○食品衛生検査機関 (平成20厚生労働省登録第1224001号)	製品検査(理化学的検査)
○室内空気の汚染調査	ホルムアルデヒド他各種成分
○アスベスト検査	環境大気、作業環境、建材製品等
○DNA検査 (ISO9001:2008対象外)	米の品種識別等
○その他公益事業 (ISO9001:2008対象外)	講習会開催、情報誌発行、研究助成、環境公害の相談



財団法人 宮城県公害衛生検査センター

〒989-3126 仙台市青葉区落合二丁目15番24号

TEL (022)391-1133 FAX (022)391-7988

本公司衛検カプセルの発行は、当センター公益事業として行っており、毎年2回(3月・9月)環境関係業務に携わる方々を中心に、無償でお届けしているものです。

ISO9001:2008
(検査業務対象)